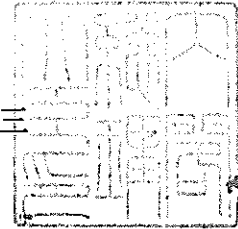




消 取 引 1 2 2 7 号
平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

消費者委員会
委員長 河上 正二 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（諮問）

特定商取引に関する法律施行令（昭和 5 1 年政令第 2 9 5 号）の改正について、下記事項に関し御審議いただきたく、特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号）第 6 4 条第 1 項の規定に基づき諮問します。

記

特定商取引に関する法律第 2 6 条第 3 項第 2 号に規定する適用除外の対象として政令で定められている役務の提供に関し、別紙のとおり特定商取引に関する法律施行令第 6 条の 3 第 1 号及び附則の改正を行うことについて

以上



対象となる業務

(現行)

一般電気事業者が行う一般電気事業及び特定電気事業者の行う特定電気事業
(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第1号又は第5号)

(改正後)

一般送配電事業者が行う最終保障供給及び一般送配電事業者が行う離島供給
(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)による改正
後の電気事業法(以下「改正後の電気事業法」という。)第2条第1項第8号
イ又はロ)

※以下、改正後の特定商取引に関する法律施行令附則にて規定。

みなし小売電気事業者が行う特定小売供給及びみなし登録特定送配電事業者
が行う特別小売供給

(改正後の電気事業法附則第16条第1項及び第23条第1項)

以上